

英語指導助手派遣業務 公募型プロポーザル 募集要項

令和4年（2022年）1月

吹田市教育委員会

学校教育部 学校教育室

目次

第1	業務等の概要	P 2
第2	参加資格	P 2
第3	選定スケジュール	P 4
第4	募集要項の配布期間及び配布方法	P 4
第5	応募及び参加の手続き等	P 4
第6	参加資格審査結果の通知	P 5
第7	企画の提案について	P 5
第8	ヒアリング及びプレゼンテーション審査・選定について	P 6
第9	提案限度額	P 9
第10	失格事由	P 9
第11	提案事業者が1者又ははない場合の取扱い	P 9
第12	支払方法	P 9
第13	その他	P 9
第14	事務局	P 10

第1 業務等の概要

1 件名

令和4年度英語指導助手派遣業務

2 目的

- (1) 中学校及び小学校英語指導助手派遣業務は、本市における英語教育の充実を図るとともに、国際理解教育を推進するために、英語を母語とする、又は英語使用国の出身である英語指導助手を吹田市立中学校（以下「市立中学校」という。）及び吹田市立小学校（以下「市立小学校」という。）に派遣し、生徒及び児童の英語に関する興味・関心を高め、「聞く」「話す」などの英語運用能力を育むことを目的とする。
- (2) すいたえいご kids 英語指導助手派遣業務は、市立小学校4年生を対象に、英語だけの世界を楽しみながら、英語使用国出身者等と直接関わる体験を通して、児童の英語によるコミュニケーション力を育むことを目的とする。

3 業務内容

別紙「令和4年度英語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

4 履行期間

- (1) 令和4年（2022年）5月1日～令和5年（2023年）3月31日
- (2) 上記期間中、別途指定する1日（すいたえいご kids 事前打合せ及び体験活動）

5 履行場所

- (1) 市立中学校（18校）、市立小学校（36校）及び吹田市立教育センター等の施設
- (2) すいたえいご kids の実施場所等（吹田市内）

第2 参加資格

1 プロポーザル方式に参加資格を有する者は、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、

又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て。

エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て。

- (3) 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (5) 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年9月28日条例第50号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。
- (7) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されており、希望種目が「人材派遣」であること。
- (8) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (10) 令和元年度から令和3年度までのうち少なくとも2つの年度において、地方公共団体における英語指導助手の派遣業務実績があること。
- (11) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣事業の許可を受けていること。

2 参加者は、契約候補者決定までの間に、上記第2の1に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

第3 選定スケジュール

1	募集要項をホームページに掲載	令和4年1月27日(木)
2	参加表明書等の受付	令和4年1月27日(木)～ 令和4年2月14日(月)
3	質問の受付	令和4年1月27日(木)～ 令和4年2月3日(木)
4	質問に対する回答	令和4年2月8日(火)
5	参加資格審査の結果通知	令和4年2月17日(木)
6	企画提案書の受付	令和4年2月18日(金)～ 令和4年2月28日(月)
7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年3月4日(金)
8	選定結果の通知	令和4年3月11日(金)

第4 募集要項の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

令和4年1月27日(木)から令和4年2月14日(月)まで

(2) 配布場所

吹田市ホームページ[トップページ→組織一覧→学校教育部→学校教育室]又は
[トップページ→事業者→「契約・入札」欄のプロポーザル案件情報]

(3) 配布方法

ホームページ上に公開している募集要項をダウンロードすることによる配布。

第5 応募及び参加の手続き等

1 提出書類

- (1) 参加表明書(本市様式によること。上記ホームページよりダウンロード可)
- (2) 英語指導助手派遣業務実績表(同上、「第2 参加資格」(10)参照)
- (3) 労働者派遣事業の許可番号が記載された許可証(写し、「第2 参加資格」(11)参照)

2 提出方法

上記提出書類一式を郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。3(1)に記載する期限までに必着のこと。)により提出すること。なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、原則として郵送によることとするが、やむを得ず持参する場合は、事前に事務局に電話連絡の上(電話番号は「第14 事務局」参照。以下同じ)、平日午前9時から午後5時までの間に持参すること。

3 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和4年2月14日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出先 「第14 事務局」宛に提出すること。

4 質問方法

質問は、学校教育室のホームページ（第4（2）参照）掲載の本市様式にてファックス又はメールで行うこと（ファックス番号及びメールアドレスは「第14 事務局」参照。以下同じ）。なお、募集要項及び仕様書に記載された事項以外の問合せは受付けない。

5 質問の受付期限

令和4年2月3日（木）午後5時まで

※ファックス又はメールの受信時刻を基準とする。なお、送信後、平日午前9時から午後5時までの間に受信確認の電話を入れること。

6 質問に対する回答方法

期間内に受けた質問については、令和4年2月8日（火）に、学校教育室のホームページ上にて回答する。なお、個別には回答しない。

第6 参加資格審査結果の通知

1 通知内容

参加表明書を提出した者（以下、「応募事業者」という。）については、参加資格を審査し、審査結果を全応募事業者に対して通知する。

参加資格を有すると認められた事業者（以下、「参加事業者」という。）のみが、企画提案書の提出ができるものとする。なお、参加資格がない旨を通知する場合は、その理由を付して通知する。

2 通知日

令和4年2月17日（木）

3 通知方法

ファックス又はメール

第7 企画の提案について

1 企画提案書（A4判縦・左綴り、任意様式）

1 参加事業者につき1つの企画提案を行うものとし、企画提案書8部を提出すること。

企画提案書を提出する事業者（以下、「提案事業者」という。）は、企画提案書に以下の（1）から（3）までの内容を含み、各項目がわかるように示すとともに、PRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと。

なお、企画提案書には、表紙（片面印刷とすること）及び見積書のうち1部を除き、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこと。表示について事務局の指示があった場合、提案事業者はこれに従い、その部分を修正すること。

また、企画提案書はA4判片面換算で40ページ以内（表紙・目次等は含まない）とし、ページ番号を付した上で、クリップ留め等、分離が容易な方式で提出すること（製本、ホッチキス留め等は行わないこと）。

(1) 事業方針等

ア 事業方針

イ 事業の概要・事業実績

(2) 事業内容・進行管理体制

ア 英語指導助手の採用基準と雇用

採用方法、人材の確保、労働基準法等の遵守

イ 英語指導助手の指導力

指導内容の提案、レッスンプランの協議・作成、教材の作成、動画による授業配信への対応、学習指導要領への対応

ウ 研修・フォローアップ・サポート体制

研修体制、英語指導助手に対するフォローアップ体制、学校や教育委員会に対するサポート体制

エ マネジメント体制

連絡体制、担当スタッフの体制、緊急時の対応

(3) 見積書及び積算内訳

経費の内訳について具体的に記載すること。また、8部のうち1部については会社名を記載の上、代表者印を押印し、他の7部については会社名等を記載しないこと。

2 提出方法

「企画提案書」8部を郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。3（1）に記載する期限までに必着のこと。）により提出すること。なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、原則として郵送によることとするが、やむを得ず持参する場合は、事前に事務局に電話連絡の上、平日午前9時から午後5時までの間に持参すること。

3 提出期間及び提出先

(1) 提出期間 令和4年2月18日（金）～令和4年2月28日（月）午後5時（必着）

(2) 提出先 「第14 事務局」宛に提出すること。

第8 プレゼンテーション及びヒアリング審査・選定について

1 日時・場所

(1) 日時 令和4年3月4日（金）午前9時15分（予定）～

(2) 場所 吹田市教育委員会 学校教育部 第1会議室

大阪府吹田市朝日町3番415号（さんくす3番館 5階）

2 出席者

1 提案事業者あたり3名以内とし、出席者の氏名及び役職名をプレゼンテーション及びヒアリングの前日までに、事務局へ任意の様式にてファックス又はメールにより報告すること。また、出席者は、会社名を特定できるようなもの（社名の入った制服やバッジ等）を身に着けないこと。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、出席者は当日検温を実施の上、発熱がある等、体

調が優れない者は出席しないこと。また、プレゼンテーション及びヒアリング中は、必ずマスクを着用すること。

3 実施時間等

1 提案事業者あたり30分（説明15分・質疑15分）とする。ただし、提案事業者数によっては、1提案事業者あたりの時間を短縮する場合がある。

必要に応じ、PC・プロジェクター・スクリーンを使用しての説明は可能とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、その他の機器については各自で用意すること。

4 審査項目・審査基準・配点

	審査項目	審査基準	配点
事業 者 に 関 す る 項 目	事業方針等 (10点)	・英語指導助手の配置（調整）についての考えは明確か。	5
		・派遣業務における社内体制と派遣業務実績は、十分であるか。	5
	英語指導助手の 採用基準と雇用 (5点)	・英語指導助手の採用基準は、本市仕様要件を満たしているか。	5
	英語指導助手の 指導力 (35点)	・母語が英語であるか、同等の英語力を有し、中学校及び小学校 外国語（英語）科検定教科書準拠CD等に準ずる英語の発音・イ ントネーションで指導できるか。	5
		・教材（音声教材・動画教材を含む）の作成等に必要となるパソ コンその他の機器の基本的な操作や、動画による授業配信を効 果的に行う能力を有しているか。	10
		・教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図ることが できるか。	10
		・英語指導経験又は英語指導の研修を十分に受け、指導に長けて おり、学習指導要領を理解したうえで、レッスンプランを作成 し、指導内容を提示できるか。	10
企画・ 技術提案に 関する項目	研修・フォローアッ プ・サポート体制 (10点)	・児童生徒への指導や教材作成、動画による授業配信のノウハウ 等について事前研修、配置後のフォローアップ体制は十分である か。	5
		・学校や教育委員会に対するサポート体制は十分であるか。	5
	マネジメント体制 (25点)	・英語指導助手に対する連絡体制は十分であるか。	5
		・専任担当者の配置、役割については業務遂行上、十分であるか。	5
		・学校や教育委員会への迅速な連絡、円滑な対応はできるか。	5
・英語指導助手の業務に関するトラブルに対しての対応方法は適 切か。	10		

見積価格	見積額・積算内容 (10点)	・見積額が提案限度額以下で、積算内容は適正か。	10
その他	意欲・理解力 (5点)	・派遣業務の内容を十分に理解しているか。 ・英語教育の意義を理解し、業務に取り組む意欲が十分であるか。	5

5 最優秀提案事業者の決定方法

提案事業者の中から、英語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の各委員（以下「選定委員」という。）が、審査基準等に基づき審査を行い、評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とする。

1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

ただし、以下の各項のいずれかに該当する場合は、最優秀提案事業者として選定することはできない。

- (1) 見積金額が提案限度額を超過している。
- (2) 選定委員の採点の平均が60点未満である。

6 結果通知

審査・選定の結果については、令和4年3月11日（金）までに、全提案事業者に対して、ファックス又はメールにより通知する。最優秀提案事業者として決定されなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に吹田市教育委員会に説明を求めることができる。

7 結果公表

選定結果に関する情報は、次のとおり公表する。

(1) 公表方法

学校教育室、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」において閲覧に供する方法により行う。

(2) 公表時期及び公表内容

最優秀提案事業者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表する。

ア 最優秀提案事業者名並びにその提案金額と評価点

イ 全提案事業者の名称 *申込順

ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け

* 1位と順位付けした委員数の順、最優秀提案事業者以外は記号（アルファベット）表示

- エ 審査項目・基準、配点
- オ 選定委員の役職名
- カ 選定委員会の会議録の概要
- キ その他必要な事項

第9 提案限度額

74,559千円（消費税及び地方消費税含む）

第10 失格事由

提案事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。

- 1 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- 2 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 3 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 4 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- 5 その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第11 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

- 1 提案事業者が1者の場合も審査・選定を行う。ただし、品質確保の観点から最低基準点を60点と設定し、選定委員の採点の平均が60点に満たない場合、また、見積額が提案限度額を超過する場合は最優秀提案事業者なしとする。
- 2 提案事業者がない場合又は最優秀提案事業者として選定できる提案事業者がない場合は、再度公募を行う。

第12 支払方法

派遣業務委託料については、請求書を確認の上、契約に基づき毎月後払いとする。

第13 その他

- 1 応募・提案に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- 2 提出された書類の受領後の差替え及び再提出は、誤字等の軽微な変更を除き、認めない。
- 3 審査に必要な書類等の追加提出を求めることがある。
- 4 全ての企画提案書は返却しない。
- 5 提出された企画提案書は審査・選定の用途以外には使用しない。なお、選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。
- 6 提出された企画提案書の内容について、補足説明等を求めることがある。
- 7 最優秀提案事業者の企画提案書等により、吹田市教育委員会と最優秀提案事業者との間で協議の上、仕様書の変更を行うことがある。また本要領に定めのない事項については、吹田市教育委員会と提案者との間で協議の上、決定するものとする。
- 8 天災地変等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれ

があると認めるときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は本件公募プロポーザルを延期若しくは中止することがある。なお、この場合において、応募者は、本件公募プロポーザルに要した費用を吹田市に請求することはできない。

第14 事務局

- 1 名称 吹田市教育委員会 学校教育部 学校教育室
- 2 所在地 〒564-0027
大阪府吹田市朝日町3番415号（さんくす3番館 4階）
- 3 電話 06-6155-8229（直通）
※土、日、祝日を除く午前9時～午後5時30分
- 4 ファックス 06-6155-8872
- 5 Eメール kyo_sido@city.suita.osaka.jp